

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの自己評価

観点 11 - 1 - 1 : 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

本法人の管理運営組織及びそれらの業務、構成員等は（資料 2-1-7-1, 11-1-1-1）のとおりである。

法人化後、本学は、機動的、戦略的な大学運営並びに法人と大学の一体運営を推進するため、常勤理事が副学長を兼務するとともに、経済界の人材を非常勤理事に配置し、また、副学長の他に学長補佐を配置し、学長、理事、副学長、学長補佐、事務局長により管理運営の基本的方針等に係る重要事項を審議する「大学運営会議」を設置し、学長補佐体制を強化した。さらに、時代に即した業務に取り組むため教員と事務職員が一体となった 6 つの室と 1 つの「本部」並びに関係するセンターを取りまとめた 3 つの「機構」を設置するとともに、大学運営に関わる委員会、教学に関わる委員会を複数設置している（資料 2-1-7-1, 11-1-1-2 ~ 11-1-1-5, 2-1-7-4）。

事務組織は、法人に事務局を置き、事務局長を頭に 2 部 10 課で構成し、配置及び所掌事務は、（資料 3-4-1-1, 3-4-1-3, 3-4-1-4）に示すとおりである。また、管理運営事務について協議する「事務連絡協議会」を設置（資料 11-1-1-6）している。

資料 11-1-1-1	* 平成 17 年度管理運営関係会議、委員会等の審議事項等
資料 11-1-1-2	* 理事、副学長及び学長補佐の職務担当について
資料 11-1-1-3	* 役員会名簿
資料 11-1-1-4	* 組織通則
資料 11-1-1-5	* 学則抜粋（参考資料 1-2 「学則（第 2 ~ 10 条）」P2 ~ P6 抜粋）
資料 11-1-1-6	* 事務連絡協議会規程

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織は、法令に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営並びに法人と大学の一体運営を推進するための体制及び学長を補佐する体制等が整備されている。事務組織は、法人に事務局を置き、事務局長が学長の監督の下に、事務を掌理し、2 部 10 課からなる事務の総括、調整を行っている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営にも参画している。

管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

観点 11 - 1 - 2 : 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

法人化後、管理運営に関する事項は大学運営会議で審議し、このうち、本法人役員会規則、経営協議会規則、教育研究評議会規則に定める審議事項については、該当する会議の審議を踏まえた上で、学長が意思決定を行っ

ている。ただし、予算関係等の重要事項については、運営連絡委員会に置いて、事前に学内の意見調整を図ることとしている（資料2-1-7-1、11-1-2-1～11-1-2-3）。

なお、「室」、「本部」、「委員会」（資料11-1-2-4、11-1-2-5）に係る具体的な事業の実施については、室長、本部長、委員長が責任をもって決定し、大学運営会議等を通じて、学長に報告している。

資料 11-1-2-1	* 大学運営会議規則
資料 11-1-2-2	* 役員会規則等抜粋（審議事項規定関係）
資料 11-1-2-3	* 運営連絡委員会規程
資料 11-1-2-4	* 室規程
資料 11-1-2-5	* 大学知的財産・産学官連携本部規程

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する事項は、大学運営会議の審議結果を踏まえて、必要に応じて経営協議会、教育研究評議会で審議され、役員会の議を経て、学長が意思決定をしている。また、「室」、「本部」、「委員会」の長には、学長を補佐する理事、副学長、学長補佐等を充て、具体的な事業実施の判断を委ねることにより、機動的な業務遂行を確保しており、責任体制、意思決定のプロセスは明確であり、かつ、組織間の連携も図られており、大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点 11 - 1 - 3： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

「経営協議会」及び「役員会」には外部の有識者が加わっており、それにより学外のニーズに対する適切な対応を行っている。また、外部の有識者で構成する「アドバイザー会議」（資料 11-1-3-1）を平成 16 年度に設置し、助言・提言を受けることにより、学外関係者のニーズを把握することとしている。これらの学外関係者のニーズは、大学運営会議等を通じて管理運営に反映させている。

学生については、教育制度委員会及び学生生活委員会により授業や学生生活に関するアンケート調査（資料 5-2-2-2、7-1-3-1、参考資料 7-1）を実施し、また、学長が直接、学生の代表者の意見を聴く場（懇談会）（資料 11-1-3-2）を設け、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。学内の教員、事務職員については、職員連絡会を設置し（資料 11-1-3-3）、全構成員の意思疎通及び連絡調整を図っている。これら、学内関係者に対する意見聴取結果を適切な形で管理運営に反映させる体制を整えている。

資料 11-1-3-1	* アドバイザー会議規則、アドバイザー会議委員
資料 11-1-3-2	* 学長と学友会との懇談会
資料 11-1-3-3	* 職員連絡会規則

【分析結果とその根拠理由】

「経営協議会」及び「役員会」に学外の有識者を加えるとともに、学外有識者による「アドバイザー会議」を設置し、学外関係者のニーズを把握し、大学運営会議等を通じて管理運営に反映させている。

学生については、アンケート調査を実施し、また、学長が直接、学生の代表者の意見を聴く場（懇談会）を設

けることにより、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。学内の教員、事務職員については、職員連絡会を設置し、全構成員の意思疎通及び連絡調整を図っている。

以上のことから、学内外関係者によるニーズを把握し、管理運営に適切に反映できる体制を整備している。

観点 11 - 1 - 4： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

監事は、監事監査規程、監査実施細則により、年度に係る監査計画を策定し、それに基づき、監査を実施している。具体的には、業務と財務会計について定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施している。

監事は、定期監査として、毎月1回、会計月次監査を行い、併せて業務の実施状況、重要文書、諸会議の実施状況などの調査・確認を行うとともに、年度終了後の5～6月には監査計画に掲げる監査の重点事項を中心に書面及び実地による業務監査、会計監査人の監査報告を受け、会計年次監査を実施し、学長に監査結果を報告している。また、必要に応じて役員会、経営協議会といった重要な会議などに出席し、業務等の実施状況の調査・確認を行っている（資料11-1-4-1,11-1-4-2）

資料 11-1-4-1 * 監事監査規程，監事監査実施細則，平成 16，17 年度本法人監事監査計画

資料 11-1-4-2 * 平成 16 事業年度(第 1 期)における監事監査報告書の提出について，監事監査報告書（平成 16 事業年度(第 1 期)）

【分析結果とその根拠理由】

監事は、国立大学法人法及び本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っている。また、必要に応じて役員会などの重要会議に出席する他、業務及びその実施状況の調査・確認を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

観点 11 - 1 - 5： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

平成 15 年度は、法人化に向けて大学経営トップセミナー、大学運営に関するセミナーに、平成 16 年度はマネジメント研修及びハラスメント関係セミナーに管理職員を参加（資料 11-1-5-1）させている。平成 17 年度も引き続き、他機関で企画されるマネジメント研修等に参加させるとともに、本法人において管理職員を対象とした人事労務及びストレスマネジメント研修並びに職員を対象とした大学運営に係る講習会を計画している。

資料 11-1-5-1 * 平成 15,16 年度管理運営関係研修受講状況

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わる職員の研修等については、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修に参加させている。また、管理職員を対象とする人事労務及びストレスマネジメント研修を計画しており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

観点 11 - 2 - 1 : 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関する基本方針として、本法人の中期目標において「学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営を推進するとともに、運営組織の合理化を図り、効率的な大学運営を遂行する。」を掲げている。その方針を踏まえ、本法人組織通則に管理運営に係る組織等を規定し、それらの組織等に係る規則等(資料 11-2-1-1)を整備している。また、管理運営に関わる学長、理事、副学長及び学長補佐の職務、権限、選考等については、(資料 11-2-1-2, 11-1-1-2, 11-2-1-3, 11-2-1-4)のとおり規定している。

資料 11-2-1-1 * 規則等一覧

資料 11-2-1-2 * 組織通則及び学則抜粋

資料 11-2-1-3 * 学長選考等規程

資料 11-2-1-4 * 理事任命等規程、副学長選考規程、学長補佐選考規程

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備され、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等も規則等として制定され明確に示されている。

観点 11 - 2 - 2 : 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

大学の目的、計画は、基本理念、中期目標、中期計画、年度計画として、大学のホームページに掲載し、また、活動状況に関するデータの一部についても大学のホームページに掲載(資料 11-2-2-1)し、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようになっている。また、活動状況に関するデータ・情報は、大学全体として、ほぼ、3年に1回発行する「教育と研究」(参考資料 5-2)と、事務局で毎年度作成する「教育・関係資料」において取りまとめ、学内の教職員に配布している。平成 16 年度には、個人評価に関して、「教育」、「研究」、「地域・社会貢献」、「管理運営」の4領域について一元化されたデータベースシステムを構築した。さらに平成 17 年度からは、一元化された個人データベースを構築していくことが決定され、継続的にデータや情報が蓄積される体制が整備された。

法人化後、中期計画に「学内にある各種の情報の一元管理」(資料 11-2-2-2)を掲げるとともに、大学評価・学位授与機構で検討されている「大学情報データベース」の状況を踏まえながら、企画広報室を中心に活動状況等も含めたデータベースの構築に向けて作業中である。

資料 11-2-2-1 * 大学ホームページサイトマップ(<http://www.tut.ac.jp/smap.html>)等

資料 11-2-2-2 * 中期目標, 中期計画, 年度計画(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

全ての情報・データについての一元管理体制は構築されていないが、大学の目的、計画、活動状況に関する一部の情報やデータは大学ホームページ、刊行物等から構成員が必要に応じて入手できるようになっている。今後、機能的に活用できるデータベースシステムの構築に向けて改善の必要がある。

現在、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報を蓄積し、企画広報室を中心に一元管理体制を構築中である。

観点 11 - 3 - 1 : 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

法人化を契機に自己点検・評価の実施体制として、「目標評価室」及び「大学点検・評価委員会」を設置した。

「目標評価室」は、学長補佐の室長と教員である室員 2 名で構成し、総務部企画課目標評価係が支援している。室の下に各系の代表者からなる「目標評価委員会」を置き、自己点検・評価、第三者評価、中期目標に係る評価等の評価の企画・立案並びに評価結果の分析及び評価についての調査・研究を行っている。「大学点検・評価委員会」は、学長が指名した理事、目標評価室長、部局点検・評価委員会委員長等からなり、「目標評価室」が作成する評価に係る企画・立案・報告書等の審議を行っている。また、「大学点検・評価委員会」の下に「部局点検・評価委員会」を置き、教育組織・研究組織等部局の中から選出された教職員で構成され、当該部局の自己点検・評価等を実施することとしている。（資料 9-1-4-2, 11-3-1-1）

資料 11-3-1-1 * 平成 17 年度評価関係会議、室及び委員会委員等一覧

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の実施体制として、「目標評価室」及び「大学点検・評価委員会」を設置した。「目標評価室」及びその下に置かれた「目標評価委員会」は、自己点検・評価、第三者評価、中期目標に係る評価等の評価の企画・立案並びに評価結果の分析及び評価についての調査・研究を行っている。「大学点検・評価委員会」は、「目標評価室」が作成する評価に係る企画・立案・報告書等の審議を行っている。また、「大学点検・評価委員会」の下に「部局点検・評価委員会」を置き、当該部局の自己点検・評価等を実施することとしている。

以上のことから、自己点検・評価を適切に実施できる体制が整備され、機能している。

観点 11 - 3 - 2 : 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

中期計画に「自己点検・評価(外部評価を含む。)及び第三者評価の結果をホームページに公開する。」(資料 11-3-2-1)ことを掲げ、現在、自己点検・評価の結果については、大学評価・学位授与機構の試行的評価に係る自己点検・評価の結果(自己点検・評価書、評価報告書)を、大学のホームページで公表(資料 11-3-2-2)してい

る。

平成 12 年度に行われた外部評価結果については、印刷物(参考資料 11-1)として関係諸機関に送付し、公表(資料 11-3-2-3)している。

今後、独立行政法人通則法第 32 条第 1 項の規定に基づく直近の評価の結果として「平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」及び「認証評価の結果」についてもホームページで公表することとしている。

資料 11-3-2-1 * 中期目標、中期計画、年度計画(抜粋)

資料 11-3-2-2 * 大学評価・学位授与機構による大学評価の結果

(<http://www.tut.ac.jp/intr/in01/in0105/in010502.html>)

資料 11-3-2-3 * 外部報告書「豊橋技術科学大学 - 変革の時代に向かって - 」配付先一覧

参考資料 11-1 外部報告書「豊橋技術科学大学 - 変革の時代に向かって - 」

【分析結果とその根拠理由】

中期計画で、自己点検・評価結果を実施し、大学のホームページに公表することを掲げている。また、平成 12 年度に行われた外部評価結果については、印刷物として関係諸機関に送付し公開している。今後、実施される各種自己点検・評価の結果を、大学内及び社会に対して広く公表・公開することとしている。

観点 11 - 3 - 3 : 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)によって検証する体制が整備され、実施されているか。

【観点に係る状況】

法人化前の外部評価は、本学自己点検評価実施規則の規定により、平成 12 年度に外部評価実施要項を策定し、外部評価を実施した(資料 11-3-3-1, 11-3-3-2, 参考資料 11-1)。引き続き、大学評価・学位授与機構の試行的評価(「教育サービス面における社会貢献」、「研究活動面における社会との連携及び協力」、「教養教育」、「国際的な連携及び交流活動」)を受け、評価結果を外部の有識者による運営諮問会議に報告し、指摘事項に係る改善を進めている(資料 11-3-3-3, 11-3-3-4)。

中期目標に係る自己点検・評価としての当該事業年度に係る業務実績に関する報告書、認証評価に係る自己評価書などは、提出前に外部の有識者が加わる経営協議会、役員会において審議している(資料 11-3-3-5, 11-3-3-6)。

また、新たに本学自己点検・評価規則を制定し、外部評価を実施することを規定し、平成 18 年度以降、自己点検・評価書を作成し外部評価を受ける予定である。

さらに、外部の有識者によるアドバイザー会議を設置し、自己点検・評価結果についても、助言又は提言を得ることとしている(資料 11-1-3-1)。

資料 11-3-3-1 * 自己評価実施規則(平成 16 年 4 月 1 日廃止)抜粋

資料 11-3-3-2 * 外部報告書抜粋(外部評価委員会委員名簿、日程、平成 12 年度豊橋技術科学大学外部評価実施要項)

資料 11-3-3-3 * 運営諮問会議規則(平成 16 年 4 月 1 日廃止)、豊橋技術科学大学歴代運営諮問会議委員

資料 11-3-3-4 * 運営諮問会議開催状況等、運営諮問会議における主な評価に関する議事要録の抜粋

資料 11-3-3-5 * 経営協議会委員名簿

資料 11-3-3-6 *平成 17 年度第 1 回経営協議会，役員会次第

【分析結果とその根拠理由】

平成 12 年度に，外部評価を実施し，その後，大学評価・学位授与機構の試行的評価を受け，その結果を外部の有識者による運営諮問会議に報告し，指摘事項に係る改善を進めている。また，中期目標に係る自己点検・評価として年度計画報告書，認証評価に係る自己評価書などは，提出前に外部の有識者を加えた経営協議会及び役員会において審議している。法人化後は新たに本法人点検・評価規則を制定し，外部評価を実施することを規定し，平成 18 年度以降，自己点検・評価書を作成し外部評価を受ける予定である。さらに，外部の有識者によるアドバイザー会議において，自己点検・評価の結果について検証を受けることとしている。

以上のことから，自己点検・評価の結果について，外部者によって検証する体制は整備され，実施されている。

観点 11 - 3 - 4： 評価結果が，フィードバックされ，大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され，機能しているか。

【観点に係る状況】

中期計画に「評価結果を不断の改革に十分反映させるシステムを整備する。」を掲げ，平成 16 年度は，点検・評価規則を制定し，評価結果を反映させるシステムを構築した。

大学全体の管理運営に係わる評価結果は，目標評価室，大学点検・評価委員会において分析と改善の方針を策定し，役員会，経営協議会などで検討の上，改善を実行する。また，教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果については，大学点検・評価委員会において指摘事項に係る分析・改善を実施する（資料 9-1-4-2）。なお，試行的評価結果の指摘事項については，すでに改善が十分に図られている（資料 11-3-4-1）。

資料 11-3-4-1 *大学評価・学位授与機構の試行的評価(教養教育)を受けて改善した主な内容

【分析結果とその根拠理由】

中期計画に評価結果を十分反映させるシステムを整備することを掲げ，点検・評価規則を制定し，評価結果を反映させるシステムを構築した。

管理運営に係わる評価結果は，目標評価室，大学点検・評価委員会において，また，教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果については，大学点検・評価委員会において，それぞれ指摘事項に係る分析・改善を実施する。

以上のように，評価結果が，フィードバックされ，改善に結び付けられるシステムが構築・整備され，機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学長のリーダーシップを強化するため，学長を補佐する体制として，理事及び副学長の他に学長補佐を 9 名配置し，また，時代に即した業務に特化して取り組むため，教員と事務職員が一体となった 6 つの室，知的財産・産学官連携本部を設けた点，並びに民間的発想を取り入れるため外部の有識者による「アドバイザー会議」を設置した点は優れている。

【改善を要する点】 該当なし

(3) 基準11の自己評価の概要

管理運営組織は、国立大学法人法及び学校教育法等の法令に基づく「学長選考会議」、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」、「教授会」を設置するとともに、学長のリーダーシップによる機動的、戦略的な大学運営並びに法人と大学の一体運営を推進するための体制及び学長を補佐する体制等が整備されている。事務組織は、法人に事務局を置き、事務局長が学長の監督の下に、事務を掌理し、2部10課からなる事務の総括、調整を行っている。各部・課は、管理運営・教育研究を支援するとともに、大学運営に参画しており、管理運営のための組織及び事務組織は、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っている。

管理運営に関する事項については、大学運営会議により審議され、また、大学運営に係る具体的な事業を実施するため「室」、「本部」、「委員会」を置いている。学長を補佐する理事、副学長、学長補佐等がこれらの組織を統轄し、機動的な業務等の運営を確保しており、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

「経営協議会」及び「役員会」に学外の有識者を加えるとともに、学外有識者による「アドバイザー会議」を設置し、学外関係者のニーズを把握し、大学運営会議等を通じて管理運営に反映させている。

学生については、アンケート調査を実施し、また、学長が直接、学生の代表者の意見を聴く場(懇談会)を設けることにより、大学への一般的ニーズに関する意見聴取を行っている。学内の教員、事務職員については、職員連絡会を設置し、全構成員の意思疎通及び連絡調整を図っている。

監事は、国立大学法人法及び本法人で定めた監査規程、監事が定めた監査計画等により、業務監査を適切に実施している。また、会計監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を行っており、監事として適切な役割を果たしている。

管理運営に関する方針は、中期目標として明確に定められ、それを踏まえる形で管理運営に関する諸規則が整備されているとともに、管理運営に関わる役員等の責務、権限、選考も規則等として制定され明確に示されている。

管理運営に関わる職員の資質の向上のため、マネジメント研修を中心に、他機関が企画する研修に参加させるとともに、管理職員等を対象とする人事労務研修や大学運営に係る講演会を計画している。

自己点検・評価の実施体制として、「目標評価室」及びその下に置かれた「目標評価委員会」は、自己点検・評価をはじめとする諸評価に関する企画・立案並びに評価結果の分析などを、「大学点検・評価委員会」は、「目標評価室」の作成した評価に係る企画・立案・報告書等の審議を実施している。さらに、「大学点検・評価委員会」の下に部局の自己点検・評価等を実施するための「部局点検・評価委員会」を設置している。自己点検・評価結果を大学のホームページに公表し、また、平成12年度に行われた外部評価結果については、印刷物として関係諸機関に送付し、広く公開している。

中期計画に評価結果を十分反映させるシステムを整備することを掲げ、点検・評価規則を制定し、評価結果を反映させるシステムを構築し、管理運営に係わる評価結果は、目標評価室、大学点検・評価委員会において、また、教育研究並びに部局組織等に係わる評価結果については、大学点検・評価委員会において、それぞれ指摘事項に係る分析・改善を実施している。

また、学長の諮問に応じて、本法人の業務等に助言又は提言を得るため外部の有識者によるアドバイザー会議を設置し、自己点検・評価の結果についても検証を受けることとしている。